

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

静岡県教育委員会規則第3号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和38年静岡県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>別表第7（略）</p> <p>特別支援学校教諭一種免許状又は同二種免許状を取得する場合の最低修得単位数</p> <p>（表略）</p> <p>備考</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 二種免許状の授与を受ける場合の免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、<u>授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。</u></p>	<p>別表第7（略）</p> <p>特別支援学校教諭一種免許状又は同二種免許状を取得する場合の最低修得単位数</p> <p>（表略）</p> <p>備考</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 二種免許状の授与を受ける場合の免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、<u>病弱者及び複数の種類の障害を併せ有する者</u>に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者（<u>発達障害者を含む</u>）に対する教育に関する事項のうち、<u>免許状教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。</u></p>
<p>別表第8（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 中学校教諭二種免許状を取得する場合の最低修得単位数</p> <p>（表略）</p> <p>備考</p> <p>1（略）</p> <p>2 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第2条第1項の表備考第14号の修得方法の例によるものとし、高等学校教諭の普通免許状を有する者が中学校教諭の二種免許状の授与</p>	<p>別表第8（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 中学校教諭二種免許状を取得する場合の最低修得単位数</p> <p>（表略）</p> <p>備考</p> <p>1（略）</p> <p>2 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第2条第1項の表備考第14号の修得方法の例によるものとし、高等学校教諭の普通免許状を有する者が中学校教諭の二種免許状の授与</p>

を受ける場合の大学が独自に設定する科目の修得方法は、国語の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては書道（書写を中心とする。）について1単位以上を、地理歴史の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては「法律学、政治学」、「社会学、経済学」及び「哲学、倫理学、宗教学」のうち、この表の大学が独自に設定する科目の単位数に相当する数の科目についてそれぞれ1単位以上を、公民の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては日本史・外国史及び地理学（地誌を含む。）についてそれぞれ1単位以上を、理科の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）及び地学実験（コンピュータ活用を含む。）のうち、この表の大学が独自に設定する科目の単位数に相当する数の科目についてそれぞれ1単位以上を、美術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては工芸について1単位以上を、技術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては木材加工（製図及び実習を含む。）、金属加工（製図及び実習を含む。）及び栽培（実習を含む。）のうち、この表の大学が独自に設定する科目の単位数に相当する数の科目についてそれぞれ1単位以上を修得するものとする。

(3) (略)

を受ける場合の大学が独自に設定する科目の修得方法は、国語の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては書道（書写を中心とする。）について1単位以上を、地理歴史の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては「法律学、政治学」、「社会学、経済学」及び「哲学、倫理学、宗教学」のうち、この表の大学が独自に設定する科目の単位数に相当する数の科目についてそれぞれ1単位以上を、公民の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては日本史・外国史及び地理学（地誌を含む。）についてそれぞれ1単位以上を、理科の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験について1単位以上を、美術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては工芸について1単位以上を、技術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては材料加工（実習を含む。）及び生物育成についてそれぞれ1単位以上を修得するものとする。

(3) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。